

さいたま市2人目以降特定不妊治療費助成事業

第2子以降の出産のために受ける特定不妊治療の助成回数を拡充しています。

▼ 助成回数が、通算から出産ごとのカウントになります。

出産につき

初めて助成を受けた
際の治療開始時の妻の
年齢が

39歳まで

43歳^(※1)になるまで

出産につき**6回**まで

(※2) (※3)

40歳以上43歳未満

43歳^(※1)になるまで

出産につき**3回**まで

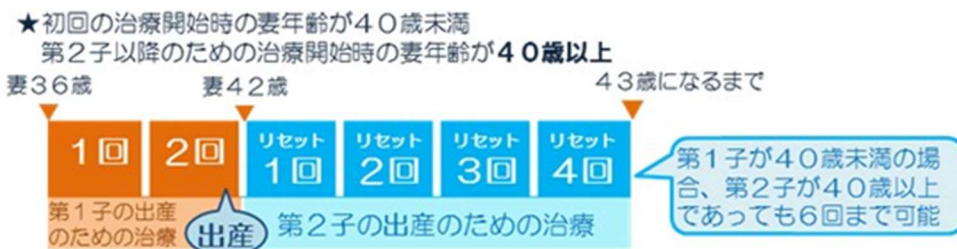
(※2)

※1 2人目以降の治療開始時の妻の年齢を基準とします。

※2 令和2年度までに助成を受けた回数も含みます。

※3 第1子を40歳未満で治療開始し、1回目(又は2回目)で出産した場合は、第2子の治療開始時の妻の年齢が40歳以上であっても、5回(又は4回)が上限となります。

助成回数の例



★妊娠12週以降に死産となった場合も対象となります(流産は含みません)。

その場合の提出書類についてはお問い合わせください。

★その他、申請には特定不妊治療費助成事業に伴う要件がありますので、併せてご確認ください。

★申請に必要な書類が異なります。本パンフレットやチェックシートでご確認ください。